

○さくら市外部の労働者からの公益通報に関する要綱

令和5年2月27日告示第15号

さくら市外部の労働者からの公益通報に関する要綱を次のように定め、令和5年4月1日から適用する。

さくら市外部の労働者からの公益通報に関する要綱

(目的)

第1条 この告示は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づく外部の労働者からの公益通報の処理に関し必要な事項を定めることにより、通報者の保護を図るとともに、事業者の法令順守を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外部の労働者 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（さくら市職員等の公益通報に関する要綱（令和5年さくら市告示第14号）第2条第1号に規定する職員等を除く。）をいう。
- (2) 通報対象事実 法第2条第3項に規定する通報対象事実をいう。
- (3) 外部公益通報 外部の労働者が通報対象事実に関し、当該通報対象事実について行う法第2条第1項に規定する公益通報をいう。
- (4) 外部公益通報者 外部公益通報を行う者をいう。
- (5) 担当課 通報対象事実に関する教示、助言、処分又は勧告等を行う事務を所掌する課等をいう。

(外部公益通報窓口)

第3条 外部の労働者からの公益通報に係る受付及び相談等に応じるための窓口（以下「外部公益通報窓口」という。）は、市民生活部生活環境課に置く。

(外部公益通報の受付)

第4条 外部公益通報は、書面、電話、電子メール、FAX又は面談によるものとする。

- 2 外部公益通報者は、外部公益通報を行うときは、実名により行うものとする。ただし、通報対象事実を証明する確実な資料を示すときは、匿名により行うことができる。
- 3 外部公益通報窓口は、外部公益通報を受け付けたときは、次に掲げる事項を外部公益通報者に説明するものとする。ただし、外部公益通報者が説明を望まない場合、匿名による外部公益通報

であるため外部公益通報者への説明が困難である場合その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(1) 外部公益通報に関する秘密は保持されること。

(2) 個人情報保護されること。

(3) 外部公益通報受付後の手続の流れに関すること。

4 前3項において、書面又は電子メール等、外部公益通報者が外部公益通報の到着を確認できない方法によって外部公益通報がなされた場合は、速やかに外部公益通報者に対し、当該外部公益通報を受領した旨を通知するよう努めるものとする。

5 前項の規定による通知は、第3項ただし書の規定を準用する。

6 外部公益通報窓口は、外部公益通報を受け付けたときは、外部通報内容整理票（様式第1号。以下「整理票」という。）に所定の事項を記載するとともに、その写しを保管し、当該整理票を担当課の長に送付するものとする

7 外部公益通報窓口を経由せず、担当課が外部公益通報と認められる通報を受け付けたときは、担当課において前6項に規定する事務を行うものとし、外部公益通報窓口の前項の整理票の写しを送付するものとする。

（外部公益通報の受理等）

第5条 担当課は、整理票の内容を精査し、外部公益通報を受理するか否かを決定するものとする。

2 担当課は、外部公益通報の受理又は不受理を決定したときは、外部公益通報受理（不受理）通知書（様式第2号）により、遅滞なく外部公益通報者に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知は、前条第3項ただし書の規定を準用する。

4 担当課は、第2項の規定による通知をしたときは、その写しを外部通報窓口へ送付するものとする。

（教示）

第6条 担当課は、通報対象事実について市が処分又は勧告等の権限を有しないことが分かったときは、外部公益通報者に処分又は勧告等の権限を有する行政機関を遅滞なく教示しなければならない。

（調査の実施）

第7条 外部公益通報を受理した担当課は、当該通報に関する秘密を保持するとともに、当該外部公益通報に係る通報対象事実について、遅滞なく必要かつ相当と認められる方法により調査を行うものとする。

- 2 担当課の職員のうち通報対象事実に関して特別の利害関係を有するものは、当該通報対象事実についての調査に関与することができない。
- 3 担当課は、前項の調査が終了したときは、外部公益通報調査結果報告書（様式第3号）により、速やかに市長に報告しなければならない。
- 4 担当課は、前項の外部公益通報調査結果報告書の写しを外部公益通報窓口提出するものとする。

（調査結果に基づく措置）

第8条 市長は、前条第2項の規定による報告を受け、通報対象事実があると認めるときは、速やかに法令に基づく措置その他の適当な措置を講じなければならない。

- 2 市長は、外部公益通報調査結果通知書（様式第4号）により、前条第1項の調査の結果及び前項の規定により講じた措置の結果を遅滞なく外部公益通報者に通知しなければならない。
- 3 前項の規定による通知は、第4条第3項ただし書の規定を準用する。
- 4 市長は、第2項の規定による通知を行うに当たっては、適切な法執行の確保並びに利害関係人の営業の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮するものとする。

（協力義務）

第9条 担当課は、外部公益通報に関して他の行政機関その他の公の機関から調査等の協力を求められたときは、必要な協力をしなければならない。

- 2 通報対象事実に係る担当課が複数ある場合においては、連携して調査し、措置を講じなければならない。この場合において、外部公益通報者に対する通知は、通報対象事実に係る各担当課間で協議し、関連が深いとされた担当課が行うものとする。

（外部公益通報以外の通報）

第10条 外部公益通報窓口は、外部公益通報以外の通報があったときは、必要に応じて当該通報に係る担当課に情報提供を行うものとする。

- 2 担当課は、前項の通報が事業者の法令順守の観点から外部公益通報に準ずると認めるときは、第5条から前条までの規定に準じ、当該通報を処理するものとする。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

様式第 1 号（第 4 条関係）

（表面）

外部通報内容整理票

受付			
通報日時	年 月 日 時 分（書面、電話、メール、その他（ ））		
通報者情報	フリガナ		電話
	氏名		番号
	住所等		
	メールアドレス		
	被通報者 （違反者） との関係	<input type="checkbox"/> 従業員 <input type="checkbox"/> アルバイト <input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 派遣労働者 <input type="checkbox"/> 取引先（ <input type="checkbox"/> 従業員 <input type="checkbox"/> その他） / <input type="checkbox"/> 上記であった者 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	進捗状況の連絡希望	<input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無 連絡事項（ ）	
	説明事項	<input type="checkbox"/> 秘密保持 / <input type="checkbox"/> 個人情報保護 / <input type="checkbox"/> その他（ ）	
通報内容	違反者		
	所在地		
	URL		
	違法行為 等の内容	日時、場所、内容、目的、原因、通報理由等を確認	
	通報対象事実が（ <input type="checkbox"/> 生じている / <input type="checkbox"/> 生じようとしている <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	証拠書類		<input type="checkbox"/> 無
その他/ 特記事項			

(裏面)

受理		
決定日	年 月 日	
取扱内容	検討結果	<input type="checkbox"/> 受理 / <input type="checkbox"/> 不受理
	不受理の理由	<input type="checkbox"/> 他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有する( <input type="checkbox"/> 教示済) <input type="checkbox"/> 当該通報に関して調査又は措置を行う必要性が認められない <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす可能性が認められないことの検討済
	通知日	年 月 日 (通報者に対する受理・不受理の通知日)
	通知方法	<input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> その他 ( )

確認事項	
・ 通報者の不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的 : <input type="checkbox"/> 有 ( ) / <input type="checkbox"/> 無	
・ 通報に係る情報等の開示に関する通報者の了解の有無、範囲・対象 : <input type="checkbox"/> 有 ( ) / <input type="checkbox"/> 無	
・ 本通報と公益通報者保護法との関係 : <input type="checkbox"/> 対象 / <input type="checkbox"/> 対象外 (理由: )	
・ 通報者に対する不利益取扱い等の有無 : <input type="checkbox"/> 有 (内容: ) / <input type="checkbox"/> 無	
・ 本通報と通報等への関与者の利益相反関係の有無 : <input type="checkbox"/> 有 (講じた措置等: ) / <input type="checkbox"/> 無	

様式第 2 号（第 5 条関係）

第 号  
年 月 日

様

さくら市長



外部公益通報受理（不受理）通知書

年 月 日に通報のありました公益通報を（受理・不受理）としましたのでさくら市外部の労働者からの公益通報に関する要綱第 5 条第 2 項の規定により通知します。

・不受理の理由（不受理の場合）

さくら市長 様

課長



外部公益通報調査結果報告書

通報のありました公益通報について、さくら市外部の労働者からの公益通報に関する要綱第 7 条第 3 項の規定により、その結果を報告します。

受付日	年 月 日
通報者	
通報内容	
調査期間	年 月 日 ~ 年 月 日
調査方法	
調査結果	事実の有無 <input type="checkbox"/> 通報対象事実あり <input type="checkbox"/> 通報対象事実なし
	調査結果の内容
その他/ 特記事項	

第 号  
年 月 日

様

さくら市長



外部公益通報調査結果通知書

通報のありました公益通報について、さくら市外部の労働者からの公益通報に関する要綱第 8 条第 2 項の規定により、その結果を通知します。

通報受付日	年 月 日
調査期間	
通報内容	
調査の方法	
調査の結果	
備考	